東京都担当確認年月日
 平成 30 年 12 月 13 日

 東京都作業部会確認年月日
 平成 30 年 12 月 18 日

事業名 来場者、関係者に対するスクリーニング機器

案件名 スクリーニング機器(車両下部検査装置、液体検査装置、ポータブル式 X 線検査装置)【都内分】

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年5月31日の合意の 考え方に基づくもの であること		経費負担の基本的な考え方は、平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものである ことを確認した。	
事業の執行に当たり、 大会運営を担う組織 委員会が一括して執 行した方が効率的、効 果的であること		会場内の安全確保のためには調達機器の 品質水準の統一化が必要であり、組織委員会 が一括で調達し管理することが望ましい。	
経費がなななの性の性機率である。 を変要がないでは、 の性機をでは、 の性機をでは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	必要性	世界的なメガイベントの開催にあたり、会場内の安全を確実に確保し、通行車両の滞留が生じない迅速な車両検査体制を構築するためには、車両下部検査装置による検査は不可欠である。 また、路上競技などにおいても適切なセキュリティチェックを行うためにポータブルX線検査装置の導入は必要である。	
	効率性	車両下部検査装置は、過去大会を参考とし、平成 29 年夏に警備局が実施したスクリーニング実証実験により適切な配置台数を算定し、その後、ブロックプランの精緻化により台数の削減が実現されたものであることを確認した。また、一部の競技会場において滞留スペース・会場配置等施設の特性に応じた対応を行っていることを確認した。	

納得性	本契約の調達については、すべての機器についてリース・レンタルによる調達を行うこととし、参考見積もりを複数の業者から聴取して、予定価格を設定することにより予算縮減が図られている。 また、費用について、V2予算内に収まっていることを確認した。	
その他経費の内容等 が公費負担の対象として適切なものであること	本案件は、大枠合意に基づく警備資機材の 調達であり、必要性、効率性から公費負担の 対象として適切であることを確認した。	

^{*}公費負担の対象となるパラリンピック経費については、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

 東京都担当確認年月日
 平成 30 年 12 月 13 日

 東京都作業部会確認年月日
 平成 30 年 12 月 18 日

事業名 来場者、関係者に対するスクリーニング機器

案件名 スクリーニング機器(車両下部検査装置、液体検査装置、ポータブル式 X 線検査装置)【都外分】

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平原	戊 29	経費負担の基本的な考え方は、平成 29 年 5	
年5月31日の合意の		月 31 日の合意の考え方に基づくものである	
考え方に基づくもの		カ 31 日の日息の与えがに塞りくものである ことを確認した。	
であること			
事業の執行に当たり、			
大会運営を担う組織		会場内の安全確保のためには調達機器の	
委員会が一括して執		品質水準の統一化が必要であり、組織委員会	
行した方が効率的、効		が一括で調達し管理することが望ましい。	
果的であること			
		世界的なメガイベントの開催にあたり、会	
経費の内容等		場内の安全を確実に確保し、通行車両の滞留	
が必要性(必要	必要性	が生じない迅速な車両検査体制を構築する	
な内容、機能か		ためには、車両下部検査装置による検査は不	
など)、効率性		可欠である。	
(適正な規模、		また、路上競技などにおいても適切なセキ	
単価かなど)、		ュリティチェックを行うためにポータブル	
納得性 (類似の		X線検査装置の導入は必要である。	
ものと比較し	効 率 性	車両下部検査装置は、過去大会を参考と	
て相応かなど)		し、平成 29 年夏に警備局が実施したスクリ	
等の観点から		ーニング実証実験により適切な配置台数を	
妥当なもので		算定し、その後、ブロックプランの精緻化に	
あること		より台数の削減が実現されたものであるこ	
		とを確認した。	

	納得性	本契約の調達については、すべての機器についてリース・レンタルによる調達を行うこととし、参考見積もりを複数の業者から聴取して予定価格を設定することにより予算縮減が図られている。 また、費用について、V2予算内に収まっていることを確認した。	
その他経費の内容等 が公費負担の対象と して適切なものであること		本案件は、大枠合意に基づく警備資機材の 調達であり、必要性、効率性から公費負担の 対象として適切であることを確認した。	

^{*}公費負担の対象となるパラリンピック経費については、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。